

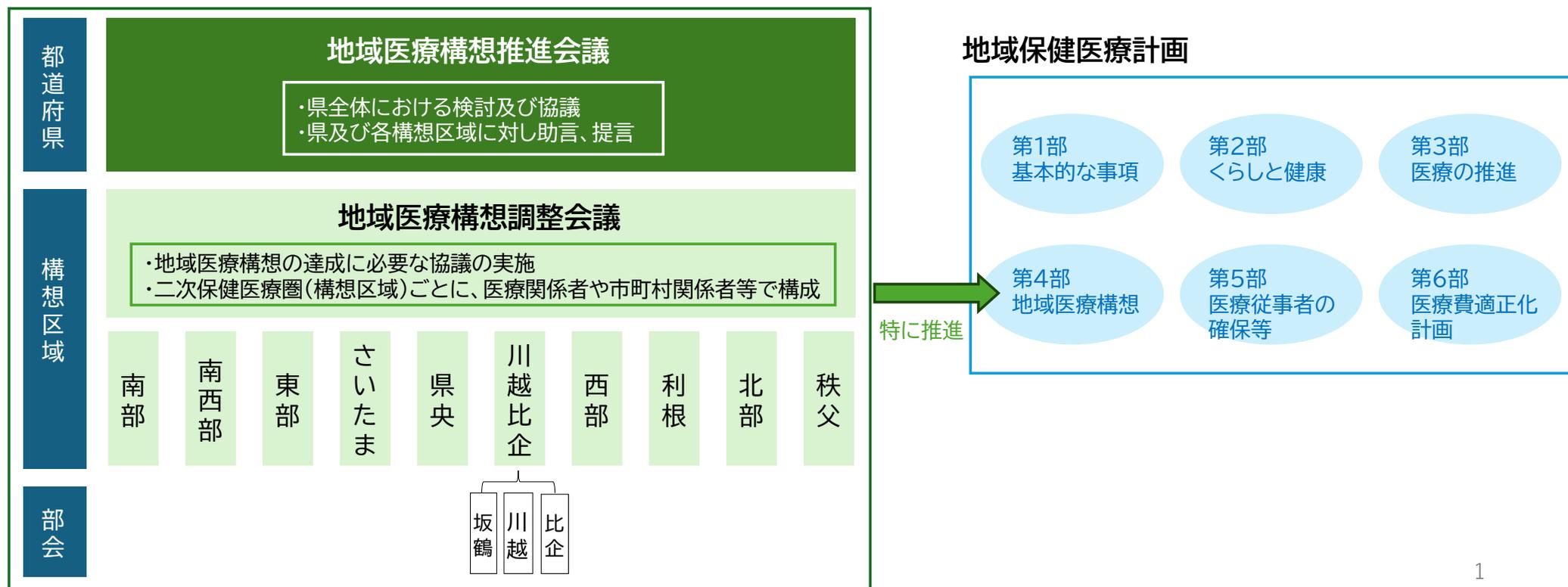
現行の地域医療構想の推進体制

資料1

現 状

- 本県の地域医療構想の推進は、都道府県単位の会議体(地域医療構想推進会議)及び構想区域(地域医療構想調整会議)で検討・協議が行われている。地域の実情に応じ部会が設置されている構想区域も存在する。
- これらの会議は、地域保健医療計画の一部である地域医療構想(第4部)に関し、特に推進を図るために設置された会議体となっている。

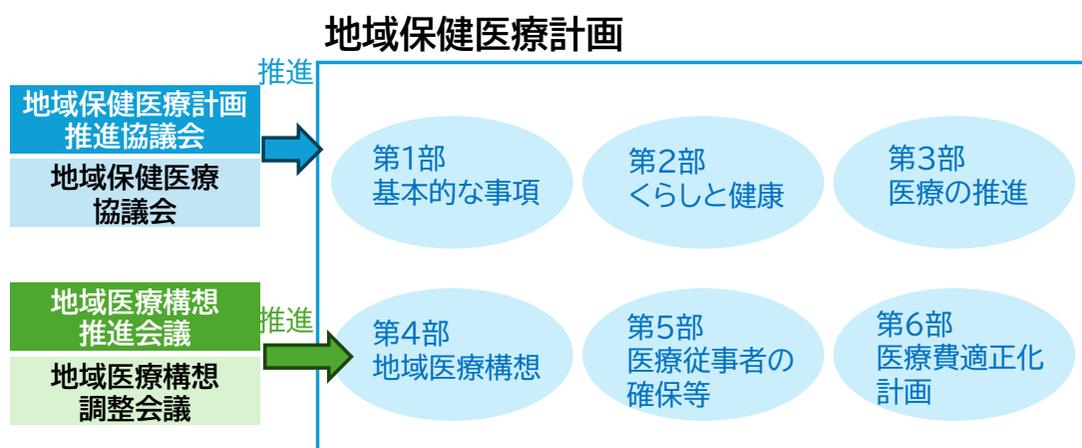
<参考 各会議体の機能と役割>



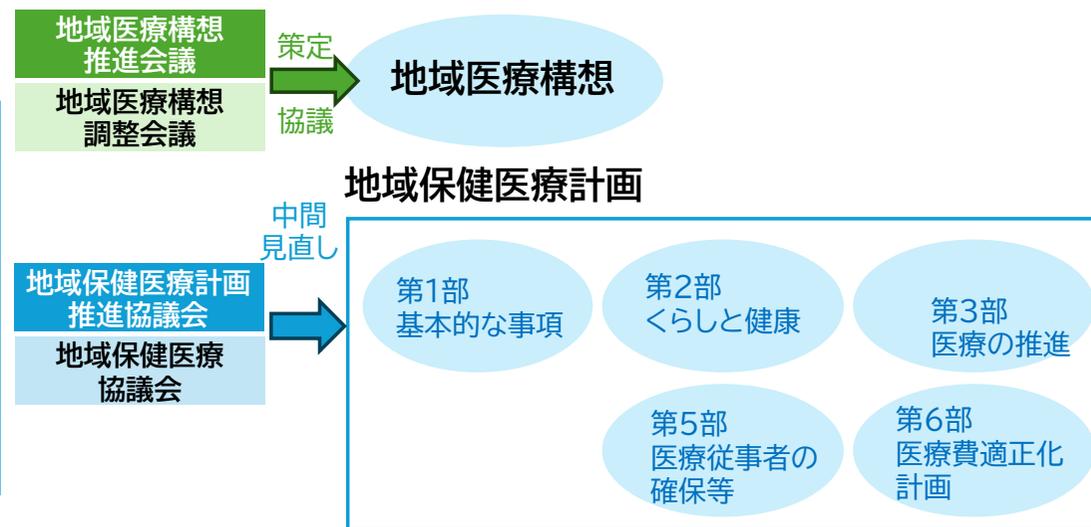
新たな地域医療構想を検討する会議体について

- これまでの地域医療構想推進における協議・検討の連続性を考慮し、新たな地域医療構想は「**地域医療構想推進会議**」を中心に策定・推進することとし、地域での協議を「**地域医療構想調整会議**」で行うこととしたい。
- その際、現在、地域医療構想が地域保健医療計画の一部であることに鑑み、地域保健医療計画全体の推進を図るための会議体である、**地域保健医療計画推進協議会**の御了解を得ることが必要である(→今般の書面会議開催)。

<現在の推進体制>



<改定作業>



今後の対応

御了解いただける場合は、「地域医療構想推進会議設置要綱」における、**推進会議の「役割」**の項目に、「**地域医療構想の策定**」に係る文言追加等の改正を行う。